志太広域都市計画 地区計画の変更
清里地区計画（藤枝市決定）

計画図（字界図）

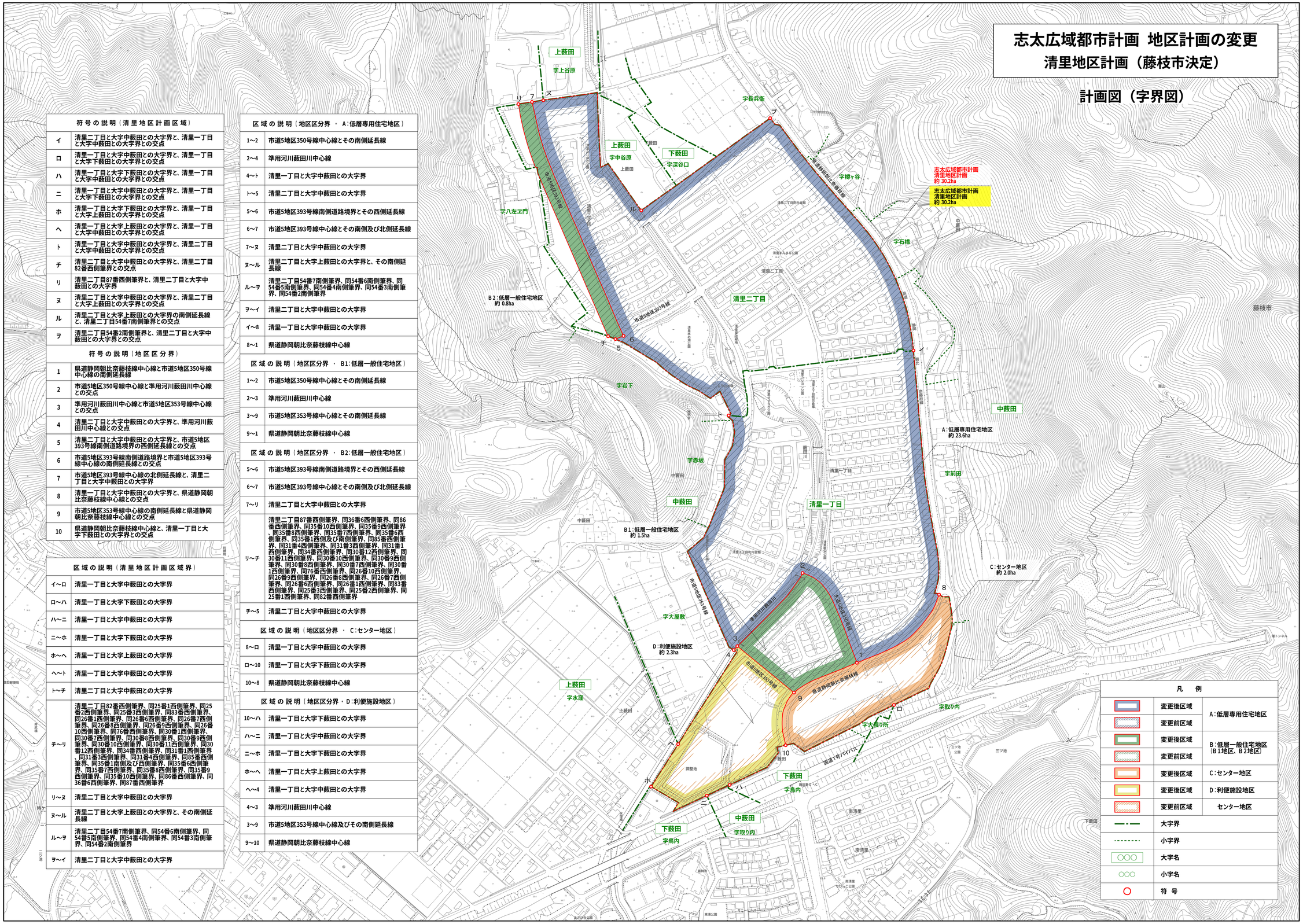

符号の説明（清里地区計画区域）	
イ	清里二丁目と大字中藪田との大字界と、清里一丁目と大字中藪田との大字界との交点
ロ	清里一丁目と大字中藪田との大字界と、清里一丁目と大字下藪田との大字界との交点
ハ	清里一丁目と大字下藪田との大字界と、清里一丁目と大字中藪田との大字界との交点
ニ	清里一丁目と大字中藪田との大字界と、清里一丁目と大字下藪田との大字界との交点
ホ	清里一丁目と大字下藪田との大字界と、清里一丁目と大字上藪田との大字界との交点
ヘ	清里一丁目と大字上藪田との大字界と、清里一丁目と大字中藪田との大字界との交点
ト	清里一丁目と大字中藪田との大字界と、清里二丁目と大字中藪田との大字界との交点
チ	清里二丁目と大字中藪田との大字界と、清里二丁目82番西側筆界との交点
リ	清里二丁目87番西側筆界と、清里二丁目と大字中藪田との大字界
ヌ	清里二丁目と大字中藪田との大字界と、清里二丁目と大字上藪田との大字界との交点
ル	清里二丁目と大字上藪田との大字界の南側延長線と、清里二丁目54番7南側筆界との交点
ヲ	清里二丁目54番2南側筆界と、清里二丁目と大字中藪田との大字界との交点

符号の説明（地区区分界）	
1	県道静岡朝比奈藤枝線中心線と市道5地区350号線中心線の南側延長線
2	市道5地区350号線中心線と準用河川藪田川中心線との交点
3	準用河川藪田川中心線と市道5地区353号線中心線との交点
4	清里二丁目と大字中藪田との大字界と、準用河川藪田川中心線との交点
5	清里二丁目と大字中藪田との大字界と、市道5地区393号線南側道路境界の西側延長線との交点
6	市道5地区393号線南側道路境界と市道5地区393号線中心線の南側延長線との交点
7	市道5地区393号線中心線の北側延長線と、清里二丁目と大字中藪田との大字界
8	清里一丁目と大字中藪田との大字界と、県道静岡朝比奈藤枝線中心線との交点
9	市道5地区353号線中心線の南側延長線と県道静岡朝比奈藤枝線中心線との交点
10	県道静岡朝比奈藤枝線中心線と、清里一丁目と大字下藪田との大字界との交点

区域の説明（清里地区計画区域界）	
イ～ロ	清里一丁目と大字中藪田との大字界
ロ～ハ	清里一丁目と大字下藪田との大字界
ハ～ニ	清里一丁目と大字中藪田との大字界
ニ～ホ	清里一丁目と大字下藪田との大字界
ホ～ヘ	清里一丁目と大字上藪田との大字界
ヘ～ト	清里一丁目と大字中藪田との大字界
ト～チ	清里二丁目と大字中藪田との大字界
チ～リ	清里二丁目82番西側筆界、同25番1西側筆界、同25番2西側筆界、同25番3西側筆界、同53番西側筆界、同26番1西側筆界、同26番6西側筆界、同26番7西側筆界、同26番8西側筆界、同26番9西側筆界、同26番10西側筆界、同76番西側筆界、同30番1西側筆界、同30番7西側筆界、同30番8西側筆界、同30番9西側筆界、同30番10西側筆界、同30番11西側筆界、同30番12西側筆界、同34番西側筆界、同31番1西側筆界、同31番3西側筆界、同31番4西側筆界、同85番西側筆界、同35番1南側及び西側筆界、同35番6西側筆界、同35番7西側筆界、同35番8西側筆界、同35番9西側筆界、同35番10西側筆界、同86番西側筆界、同36番6西側筆界、同87番西側筆界
リ～ヌ	清里二丁目と大字中藪田との大字界
ヌ～ル	清里二丁目と大字上藪田との大字界と、その南側延長線
ル～ヲ	清里二丁目54番7南側筆界、同54番6南側筆界、同54番5南側筆界、同54番4南側筆界、同54番3南側筆界、同54番2南側筆界
ヲ～イ	清里二丁目と大字中藪田との大字界

区域の説明（地区区分界 ・ A：低層専用住宅地区）	
1～2	市道5地区350号線中心線とその南側延長線
2～4	準用河川藪田川中心線
4～ト	清里一丁目と大字中藪田との大字界
ト～5	清里二丁目と大字中藪田との大字界
5～6	市道5地区393号線南側道路境界とその西側延長線
6～7	市道5地区393号線中心線とその南側及び北側延長線
7～ヌ	清里二丁目と大字中藪田との大字界
ヌ～ル	清里二丁目と大字上藪田との大字界と、その南側延長線
ル～ヲ	清里二丁目54番7南側筆界、同54番6南側筆界、同54番5南側筆界、同54番4南側筆界、同54番3南側筆界、同54番2南側筆界
ヲ～イ	清里二丁目と大字中藪田との大字界
イ～8	清里一丁目と大字中藪田との大字界
8～1	県道静岡朝比奈藤枝線中心線

区域の説明（地区区分界 ・ B1：低層一般住宅地区）	
1～2	市道5地区350号線中心線とその南側延長線
2～3	準用河川藪田川中心線
3～9	市道5地区353号線中心線とその南側延長線
9～1	県道静岡朝比奈藤枝線中心線

区域の説明（地区区分界 ・ B2：低層一般住宅地区）	
5～6	市道5地区393号線南側道路境界とその西側延長線
6～7	市道5地区393号線中心線とその南側及び北側延長線
7～リ	清里二丁目と大字中藪田との大字界
リ～チ	清里二丁目87番西側筆界、同36番6西側筆界、同86番西側筆界、同35番10西側筆界、同35番9西側筆界、同35番8西側筆界、同35番7西側筆界、同35番6西側筆界、同35番1西側及び南側筆界、同85番西側筆界、同31番4西側筆界、同31番3西側筆界、同31番1西側筆界、同34番西側筆界、同30番12西側筆界、同30番11西側筆界、同30番10西側筆界、同30番9西側筆界、同30番8西側筆界、同30番7西側筆界、同30番1西側筆界、同76番西側筆界、同26番10西側筆界、同26番9西側筆界、同26番8西側筆界、同26番7西側筆界、同26番6西側筆界、同26番1西側筆界、同83番西側筆界、同25番3西側筆界、同25番2西側筆界、同25番1西側筆界、同82番西側筆界
チ～5	清里二丁目と大字中藪田との大字界

区域の説明（地区区分界 ・ C：センター地区）	
8～ロ	清里一丁目と大字中藪田との大字界
ロ～10	清里一丁目と大字下藪田との大字界
10～8	県道静岡朝比奈藤枝線中心線

区域の説明（地区区分界 ・ D：利便施設地区）	
10～ハ	清里一丁目と大字下藪田との大字界
ハ～ニ	清里一丁目と大字中藪田との大字界
ニ～ホ	清里一丁目と大字下藪田との大字界
ホ～ヘ	清里一丁目と大字上藪田との大字界
ヘ～4	清里一丁目と大字中藪田との大字界
4～3	準用河川藪田川中心線
3～9	市道5地区353号線中心線及びその南側延長線
9～10	県道静岡朝比奈藤枝線中心線

凡例		
	変更後区域	A：低層専用住宅地区
	変更前区域	
	変更後区域	B：低層一般住宅地区（B1地区、B2地区）
	変更前区域	
	変更後区域	C：センター地区
	変更後区域	D：利便施設地区
	変更前区域	センター地区
	大字界	
	小字界	
○○○	大字名	
○○○	小字名	
○	符号	

1：2，500

0 50 100 200 300 400 500

藤枝市地形図

1：2,500

Ⅷ－OD 43、44、141、142